

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

平成28年3月29日  
国際農林水産業研究センター

女性職員を増やし、女性の個性と能力が十分に発揮できる組織の実現を図るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日(5カ年)

## 2. 当センターの課題

- (1) 常勤職員に占める女性職員が少ない。
- (2) 管理職に占める女性割合が低い。
- (3) 男性職員の育児休業等の取得者が少ない。

## 3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 : 採用者に占める女性割合を30%以上にする。

### <取組内容>

- 平成28年6月～ 女性の応募を増やすため、採用案内パンフレット等を作成する。
- 平成28年6月～ 業務説明会、職場訪問などの実施を目指し、その内容を検討する。
- 平成29年10月～ ホームページでの紹介、各種イベントを利用した採用案内パンフレットの配布等により、広く女性が活躍できる職場であることをアピールする。

目標2 : 女性が管理職として活躍しやすい各種条件整備を図り、管理職に占める女性の割合を10%以上にする。

### <取組内容>

- 平成28年4月～ 女性職員に対する研修ニーズの把握のため、アンケート、ヒアリング等を実施する。
- 平成28年9月～ 女性職員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修プログラムや、上司からの働きかけ方を検討する。
- 平成29年4月～ キャリアアップ研修、管理職育成研修計画等を作成する。

目標3 : 女性の活躍を支援できる職場環境の整備により男性の育児休業等の取得率向上、妻の出産及び男性職員育児参加の特別休暇の完全取得を図る。

### <取組内容>

- 平成28年4月～ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画とも連携し、引き続き育児休業等の育児支援制度に関して情報提供等を行い、育児休業を取得しやすい職場風土の醸成を図る。
- 平成28年9月～ 育児休業の取得例等の情報共有を行うとともにアンケートやヒアリング等を実施する。